

土地改良事業等の工事における現場環境改善費に関する特記仕様書

第1条 目的

本仕様書は、公共事業の円滑な執行を図るべく、静岡県が発注する土地改良事業等の工事を実施するに当たって、地域との連携の下に行う工事の現場環境改善費の実施について、必要な事項を定めることにより、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、農家との調整、現場労働者の作業環境の改善に資することを目的とする。

第2条 実施内容

実施内容は以下のとおりとする。ただし、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複する内容については、現場環境改善費の対象外とする。

1 率計上分

原則として別表に示す計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

2 積上げ計上分

熱中症対策・防寒対策に関する費用及び現場環境改善费率で計上することが適当でないと判断されるものについて実施することとする。

ただし、熱中症対策・防寒対策に関する費用は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率計上分で計上される額の50%を上限とする。

第3条 実施計画及び確認方法

現場環境改善費の適用方法は次のとおりとする。

- 1 受注者は、現場環境改善費で実施する内容について、具体的な実施内容、実施期間を【様式1】に記載し、実施する内容の作業前に提出する。
- 2 受注者は、工事完成までに【様式2】【様式3】により実施した状況を報告すること。

第4条 留意事項

現場環境改善費の適用に関する留意事項は次のとおりとする。

- 1 熱中症対策・防寒対策に関する施設や設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上する。
- 2 購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。なお、国税庁「主な減価償却資産の耐用年数表」を参考に算出すること。
- 3 施設・設備の種類や規模及び設置期間については、受発注者協議の上、決定すること。

第5条 その他

- 1 現場管理费率の補正については、「熱中症対策に資する現場管理费率の補正の試

行要領」を参照すること。

2 本仕様書によるものは、工事成績評定の考査項目における「創意工夫」及び「社会性等」の対象とはならない。

別表

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等）
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献